

令和４年度水力発電所の立入検査結果について

中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署

1. 立入検査の目的

電気工作物の保安については、電気事業法に基づき、電気工作物の設置者自身が保安責務を負い、保安規程を定め、遵守し、主任技術者を選任する等、自主保安体制により電気保安の万全を期すこととなっています。

水力発電所の水力設備のうち、ダム、圧力導水路、水圧管路等の破損事故は、発電に支障を及ぼすことはもとより、周辺の物件又は人体に危害を与えるなどの大惨事となる要因を包含しています。

このため、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署管内の水力発電所に対して、電気事業法第107条に基づき、以下の項目を中心に、保安の実態を把握するとともに事故の未然防止等の目的として毎年立入検査を実施しています。その結果、法令違反又はそのおそれがある場合には、改善指導等を行うこととしています。

- ①事業用電気工作物の電気事業法（以下、「法」という。）第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準への適合状況
- ②法第42条第1項に規定する保安規程の遵守状況等
- ③法第43条第1項及び第2項に規定する主任技術者の選任状況並びに事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務状況

2. 立入検査の対象設備

管内の水力発電所を対象に2事業者、3発電所に対し立入検査を実施しました。
検査対象発電所は、長期間立入検査未実施のものを中心に選定しました。

3. 立入検査の結果

検査の結果、示達事項はありませんでした。

4. まとめ

- ・立入検査の結果、保安業務の実施方法が保安規程の条文等に適合していない事例や当該電気工作物について技術基準に抵触するような事例は認められず、全体的には、概ね自主保安意識の高まりを感じられました。
- ・一方で、自家用の発電所において、保安規程で定める各種記録の保存期間と各電気工作物の点検頻度とに不整合がある事例や昨年10月1日に施行された自家用電気工作物のサイバーセキュリティ対策に係る電気事業法関係省令・内規に基づきサイバーセキュリティ対策の確保に係る保安規程の変更手続きの確認を要する事例（※いずれも口頭指導）が検出されました。
- ・ダム水路主任技術者及び電気主任技術者におかれましては、今一度、事故の未然防止及び更なる保安力向上の観点から、保安規程・社内手順書等の内容を再確認し、必要な見直しを行っていただくとともに、適宜最新の法令改正に係る情報収集に努めていただき、工事・維持及び運用に関わる者に対し、定期的な教育・訓練を計画的に実施することで、保全管理に万全を期すよう努めていただきたいと思います。